

甲州市建設工事検査要綱

令和3年3月8日

告示第18号

改正 令和7年9月16日 告示第137号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市が請負契約を締結した建設工事の適正な履行の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 課長等 甲州市財務規則（平成17年規則第48号）第2条第1号に規定する課長等をいう。
- (3) 監督員 甲州市建設工事執行規則（平成17年規則第106号。以下「執行規則」という。）第2条第3号及び第18条に規定する監督員をいう。
- (4) 検査員 甲州市工事検査員設置規則（平成17年規則第107号）に規定する工事検査員をいう。
- (5) 現場代理人及び主任技術者等 執行規則第19条及び甲州市建設工事請負契約約款（平成17年告示第3号。第8条において「契約約款」という。）第10条に規定する者をいう。
- (6) 検査 次号から第11号までに規定する検査を総称していう。
- (7) 完成検査 執行規則第35条に規定する工事の完成を確認するための検査をいう。
- (8) 完成検査（部分引渡し） 執行規則第40条に規定する指定部分の工事の完成を確認するための検査をいう。
- (9) 出来形検査 執行規則第39条に規定する工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品について、当該検査に

係る工事の受注者（以下「受注者」という。）から部分払の請求を受けた場合に行われる検査をいう。

(10) 部分検査 完成検査時に現場確認ができない部分がある場合に、市長が特に検査が必要であると認める場合に行う検査をいう。

(11) 部分検査（部分使用） 執行規則第36条に規定する工事目的物の全部又は一部を使用する場合に、市長が特に検査が必要であると認める場合に行う検査をいう。

(適用)

第3条 この要綱は、甲州市が発注する工事の検査に適用する。

(検査の実施区分)

第4条 検査員は、次に掲げる工事について検査を行うものとする。

(1) 請負代金額が100万円を超えるもの

(2) 前号のほか、特に市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する以外の工事の検査は、工事を担当する課等の長又は検査員が指定する者（以下「担当課長等」という。）が行うものとする。

(検査の補助職員)

第5条 市長は、検査員の職務を補助させるため、必要に応じて補助職員を任命することができる。

2 検査員に疾病、事故その他の理由が生じ、検査を行うことが困難となった場合は、補助職員がその職務を代理する。

(検査の依頼及び実施)

第6条 監督員は、次の各号に掲げる区分に従い、速やかに検査員及び担当課長等（以下「検査員等」という。）に検査を依頼しなければならない。

(1) 完成検査 受注者から当該検査に係る工事の完成届（執行規則様式第14号）を受理したとき。

(2) 完成検査（部分引渡し） 受注者から指定部分の完成届（執行規則様式第14号）を受理したとき。

(3) 出来形検査 受注者から出来形検査請求書（執行規則様式第20号）を受理したとき。

(4) 部分検査及び部分検査（部分使用） 工事目的物の引渡し前において、市

長が検査について必要と認めたとき。

- 2 検査員等は、監督員から前項の当該各号による検査の依頼があったときは、速やかに検査を実施しなければならない。

(検査の立会い)

第7条 検査は、次に定める者が立会いのうえ、実施するものとする。

- (1) 監督員
- (2) 受注者又はその代理人
- (3) 現場代理人及び主任技術者等
- (4) 担当課長等又は担当課長等が指定する者

- 2 検査員が立会いを要しないと認めたときは、前項第4号に規定する者の立会いを要しない。

(検査の方法)

第8条 検査員等は、契約約款、仕様書、設計書及び図面等に基づく施工が適正に行われているか、「甲州市建設工事検査技術基準」により検査し、その適否を判断する。

- 2 完成検査については、出来形検査及び部分検査の既済部分との重複を妨げないものとする。

- 3 検査員等は、検査にあたり必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知し、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

(検査結果の報告及び措置)

第9条 検査員等は、次の各号に掲げる検査を行ったときは、その結果について、当該各号に定める書類により、速やかに市長に報告するものとする。

(1) 完成検査

ア 合格と認められるとき 検査調書（財務規則様式第93号）

イ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 完成検査報告書（様式第1号）

(2) 完成検査（部分引渡し）

ア 合格と認められるとき 検査調書（財務規則様式第93号）又は出来形検査調書（様式第2号）

イ 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 完成検査報告書

(様式第1号)

(3) 出来形検査 出来形検査調書(様式第2号)

(4) 部分検査 部分検査報告書(様式第3号)

(5) 部分検査(部分使用) 部分検査報告書(様式第3号) 受注者から事前に
得ている承諾書(様式第4号)を添付すること。

2 検査員等は、前項第1号イ及び第2号イの場合においては、直ちに修補指示書
(様式第5号)により受注者に修補を指示するとともに、修補を指示した部分の
完了の確認(以下「修補完了確認」という。)を監督員に指示するものとする。

3 前項の規定による指示を受けた者は、受注者から手直し完了届(執行規則様式
第17号)を受理したときは、速やかに修補完了確認を行い、修補完了確認報告
書(様式第6号)により検査員等に報告するものとする。

(再検査)

第10条 前条第2項の規定により修補を指示した工事の再検査は、原則として当
該検査を行った検査員等が行うものとする。

2 第6条から前条の規定は、再検査について準用する。

(検査の中止)

第11条 検査員等は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき
は検査を中止し、直ちに市長に報告するものとする。

(1) 受注者若しくは当該検査に係る工事に係わる者が検査の実施を妨害したと
き。

(2) 前号のほか検査の実施が困難となったとき。

(検査結果の通知)

第12条 監督員は、検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い、速やかに受注者
へ通知するものとする。

(1) 完成検査 完成検査結果通知書(執行規則様式第15号)

(2) 完成検査(部分引渡し) 完成検査結果通知書(部分引渡し)(様式第7号)

(3) 出来形検査 出来形検査結果通知書(様式第8号)

(工事の成績評定)

第13条 当該検査に係る工事の成績評定は、甲州市建設工事成績評定要領(令和
2年4月1日制定)により実施し、その結果を市長に報告するとともに受注者に

通知するものとする。

2 前項の規定による市長への報告は、第9条第1項第1号アの検査調書による報告と同時に行うものとする。

3 第1項の規定による受注者の通知は、前条第1号の完成検査結果通知書による通知と同時に行うものとする。

(一部事務組合等の工事に対する検査)

第14条 一部事務組合(地方自治法第284条第2項の規定により設置されたものをいう。)等から工事の検査について委託された場合においても、この要綱の規定に基づいて行うものとする。ただし、前条の規定による工事の成績評価は実施しないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年3月8日告示第18号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月16日告示第137号)

この告示は、公布の日から施行する。